

学校法人盛岡大学役員・評議員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は学校法人盛岡大学（以下、「法人」という。）における役員及び評議員の報酬及び手当の支給に関し必要な事項を定める。

(役員・評議員の定義)

第2条 この規程において、役員とは法人の寄附行為第5条の定めによる理事及び監事をいい、評議員とは同寄附行為第23条に定める者をいう。

2 常勤理事で、他に本務あるいは兼務職をもたない者を専任役員という。

(報酬)

第3条 役員・評議員の支払報酬支給額及び支給方法は、別表のとおりとする。

2 役員が月の途中において就任若しくは退任した場合でも、当月に該当する報酬は全額支給するものとする。

(専任役員の手当)

第4条 専任役員には、別表で定める手当のほか通勤手当及び寒冷地手当を、職員の場合を準用して支給する。

2 専任役員が学校法人盛岡大学管理運営規程第3条に規定する管理監督の地位を兼務しても、管理職手当は支給しない。

(支給方法)

第5条 支払報酬の支給は、特に事情ある場合を除き指定銀行口座への振り込みにより行う。

2 銀行口座に振り込みした場合は銀行の発行する振込金受取書を以て領収書に代える。

3 役員報酬に対する所得税の源泉徴収は職員である理事を除いてはすべて源泉徴収税額表の乙欄を適用して行うものとする。

(疑義が生じた場合の取扱い)

第6条 支払報酬の支給に関し、疑義が生じた場合は理事長が決定する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則 (別表：常勤職員である理事の報酬年額、監事の勤務時間)

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (理事長報酬月額の改正及び専任役員の手当新設)

この改正規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (別表：監事の報酬額及び支給方法の改正)

この改正規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (別表：常務理事の報酬額及び非常勤監事の日当額の改正)

この改正規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (別表：理事長の通勤手当支給方法の改正)

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (別表：職員を退職後に就任する理事の待遇を追加規定)

この改正規程は、平成25年5月1日から施行する。

附 則 (別表：文言改正「期限付職員」→「任期付職員」)

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (理事長報酬月額改正)

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (常務理事報酬月額改正)

この改正規程は、平成28年8月22日から施行することとし、改正後の別表の適用については、平成28年9月1日からとする。

附 則 (別表：理事報酬額及び常勤監事の報酬額並びに支給方法の改正)

この改正規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則 (別表：理事長、常務理事及び常勤監事の報酬改正)

この改正規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（規程の改廃の改正）
この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分		支払報酬額と支給方法
1	理事長	月額900,000円とし、毎月21日に支給する。 通勤費等については、給与規程を適用する。
2	常務理事 週4日勤務	月額600,000円とし、毎月21日に支給する。 通勤費等については、給与規程を適用する。
3	非常勤 (学外者)	月額60,000円とし、毎月21日に支給する。 通勤費については、非常勤講師及び日給又は時間給により雇用されている任期付職員等への通勤費支給に関する取扱要領に準ずる。
	常勤 (職員)	月額25,000円とし、毎月21日に支給する。
4	常勤	月額180,000円とし、毎月21日に支給する。 通勤費等については、給与規程に準じ支給する。
	非常勤	月額35,000円及び出勤日一日につき5,000円とし、毎月21日に支給する。 通勤費については、非常勤講師及び日給又は時間給により雇用されている任期付職員等への通勤費支給に関する取扱要領に準ずる。
5	評議員	会議に出席した日、一日につき12,000円とし、年2回9月21日と3月21日に支給する。 交通費は旅費規程により支給する。

(注) 年2回支給を受ける者が途中で退任等した場合の支給日は、上表にかかわらず退任した月とする。